

低出生体重児の届出について

2, 500g未満の赤ちゃんが生まれた場合、母子保健法で届出が義務づけられています

●必要書類

- 1.低体重児届出書（産婦および乳幼児の個人番号の記入が必要）
- 2.個人番号通知カードまたはマイナンバーカード（産婦および乳児のもの）
- 3.産婦の本人確認ができるもの（運転免許証など）

※乳児の通知カード届いておらず、個人番号が不明の方は届出時にその旨お伝えください。

●届出方法

届出場所は健康課です。

裏面の低体重届出書をご記入のうえ、直接窓口へ提出してください。

●代理人(婚姻中の夫またはどちらかの父母のみ)が届出する場合

- 1.低体重児届出書（産婦本人および乳児の個人番号の記入が必要）
 - ・代理人が申請する場合も原則として届出書は産婦本人が事前に記入してください。

下記の「委任状」を必ず記入してください。

- 2.産婦本人と乳児の個人番号カード（またはマイナンバーカード）
- 3.代理人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

※1 および 2 は原則として産婦本人が事前に記入、用意してください。

※代理人が届出する場合は、必要に応じて個人番号が見えないよう、書類を封筒に入れて渡すなどしてください。

委任状（※産婦本人が記入してください）

年 月 日

委任者（産婦本人） 住所

氏名

私は低体重児の届出に関する一切の権限を次のものに委任します。

受任者（代理人） 住所

氏名

事務処理欄

【届出人】 産婦本人 ・ 代理人

【本人確認書類】 《1点で可》 マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ パスポート

※その他のみは3点以上 《2点で可》 保険証 ・ 年金手帳 ・ その他（ ）

【個人番号確認】 個人番号通知カード・マイナンバーカード

その他（ ） ・ なし

低 体 重 児 出 生 届

乳 児	ふりがな 氏 名		個人 番号	
	現 在 地	〒 (Tel)		
	出 生 場 所 (医 療 機 関 名)	(Tel)		
	出 生 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後		
	胎 児 週 数 (妊 娠 期 間)	週 日	第 子、単胎 / 多胎 (胎)	
	出生時の体重・身長	グラム	センチ	性別 男・女
	出生時特別な処置等	仮死 (なし ・ あり)、黄疸 (なし ・ あり) その他 (なし ・ あり :)		
産 婦	ふりがな 氏 名 及 び 年 齢	(歳)	個人 番号	
	住 所 地 (住 民 票 所 在 地)	〒		
	居 住 地 (住 民 票 と 異 な る 場 合)	〒		
	連絡可能な電話番号			
	妊 娠 ・ 分 娩 の 状 況	妊娠中の異常 (なし ・ あり) 出産時の異常 (なし ・ あり)		
参 考 事 項	(お子さんの様子や心配なこと、相談したいことなどを記入してください。)			
母子保健法第 18 条に基づき、低体重児の出生を届けます。				
年 月 日 届出者住所 〒 氏名 乳児との関係 電話番号 香美町長 殿				

記載上の注意

- ・「現在地」の欄は、現在所在する場所を記入してください。病院などに入院しているときは、その住所を記入してください。
 - ・「住所地」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
 - ・「居住地」欄は、現在居住している住所を記入してください。帰省等している場合は帰省先等を記入してください。
- 備考：低体重児とは、出生時の体重が**2500g未満**の乳児をいいます。